

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 2 6 号	受理年月日	令和 8 年 6 月 8 日
件 名	離婚後共同親権制度の施行に伴う共同養育支援体制等の整備に関する陳情		
【陳情の趣旨】 離婚後共同親権制度における共同養育を安全かつ継続的に実施するためには、第三者による面会交流支援や相談支援等が重要ですが、現在、その多くを民間団体が担っており、利用費用が高額であることから十分な支援を受けられない家庭も少なくありません。離婚後家庭への支援を基礎自治体として継続的な支援体制を整備することは、子どもの最善の利益を守る上で極めて重要です。 先行自治体である兵庫県明石市等では、面会交流は「親のためではなく、子どものために行うもの」という大前提のもと、行政が中立的な立場で事前の日程調整や、当日に父母が顔を合わせない形での「受渡支援」「付き添い支援」を行う体制を整え、成果を上げています。また、他自治体でも比較的導入しやすい施策として、父母間で病気や学校生活の情報を共有するための「子どもの情報共有手帳（養育手帳）」の配布や、安心な交流場所として「公共施設を提供する」といった独自の工夫も行われています。 目黒区においても、新制度のもとで子どもたちが経済的・心理的な不安なく健やかに育っていけるよう、こうした先進事例を参考に、当事者が安全に利用できる環境や支援体制を整えていただくよう、下記事項について陳情いたします。 【陳情事項】 1 離婚後家庭の子どもが、自身の気持ちや意見を安心して表現し相談できるよう、子どもに寄り添った意見表明支援および相談支援体制の充実を図ること。 2 離婚後の共同養育や親子交流において、子どもの安全と利益を最優先に確保するため、中立的な立場での事前日程調整や、当日、父母が顔を合わせない「受渡支援・付き添い支援」などを含む、区としての面会交流サポート体制の整備を検討すること。 3 比較的低予算で導入可能な「子どもの情報共有手帳（養育手帳）」の作成・配布や、安心・安全な交流場所としての「区有施設の提供・活用」について検討すること。 4 民間の面会交流支援団体等を利用せざるを得ない家庭に対し、その経済的負担を軽減するための利用費用の助成・補助制度の導入を検討すること。			